

## 品川区建築審査会が保有する公文書の公開に関する規定

制定 昭和62年3月11日 品川区建築審査会決定

品川区建築審査会運営規定（昭和62年3月11日議決）第7条の規定に基づき、品川区建築審査会が保有する公文書について、非公開とするものを次のように定める。

第1 審査会の議事の資料のうち、審査請求に関する裁決または決定案等の検討に関するもの。

第2 行政不服審査法第33条第2項に基づき、審査請求人または参加人に対しその閲覧を拒否した書類その他の物件および建築基準法の施行に関し、他の行政機関において公開しないこととされたもの。

第3 品川区建築審査会条例第7条第1項ただし書により会議を公開しなかった議事に係る会議録。

第4 審査会の公正な審議を確保するため議決により公開しないこととしたもの。

附則 この規定は、昭和62年4月1日から施行する。

令和2年7月10日 改正